

一般社団法人 日本作業療法士協会
生涯教育制度『認定作業療法士制度』

認定作業療法士の
申請および更新に関する手続き等
解説書
—2025 年度 5 月版—

一般社団法人 日本作業療法士協会
教育部 生涯教育課

目 次

1. はじめに	1
2. 認定作業療法士制度規程	2
3. 認定作業療法士制度規程細則	5
4. 認定作業療法士認定審査申請手続き	
1) 申請資格	12
2) 認定審査料	12
3) 申請方法	12
4) 申請書	13
5. 認定作業療法士更新申請手続き	
1) 申請資格	14
2) 資格更新審査料および登録料	14
3) 申請方法	14
4) 申請書	15
6. 認定作業療法士（終身）申請手続き	16
7. 都道府県士会発行の会員歴について	17
8. 臨床実習指導証明書について	18
9. 社会的貢献等証明書について	18
10. 基礎研修修了等の期間延長の手続きについて	19
11. 認定作業療法士申請・更新に関する審査手続き	
1) 審査の流れ	20
2) 書式1. 認定作業療法士認定審査依頼書および結果通知書	21
3) 書式2. 認定申請審査記録	22
4) 書式3. 更新申請審査記録	23
5) 書式4. 認定作業療法士取得研修審査依頼書および結果通知書	24
6) 書式5. 認定作業療法士取得研修審査記録	25
12. 名簿の管理と公開	26
13. 基礎研修ポイント（pt）と認定作業療法士更新ポイント（np）との関係	27
14. 認定作業療法士更新のモデルケース	28
15. 認定作業療法士に関する Q&A	31
16. 参考資料	
1) 日本作業療法士協会 講師謝金規定	36

1. はじめに

日本作業療法士協会は会員の生涯にわたる継続的学習を支援する体制を整備し、作業療法士の質の向上により、国民の健康に寄与することを目的に 1998 年 4 月に生涯教育単位認定システムを創設した。その後、2003 年 4 月には「生涯教育制度」への改正を行い、制度全体を刷新した。翌年、2004 年には、協会初の資格認定制度である「認定作業療法士制度」を創設した。また、2009 年からは、生涯教育制度の最上位概念としての、「専門作業療法士制度」の運用を開始した。現在、「福祉用具」「認知症」「手外科」「特別支援教育」「高次脳機能障害」「精神科急性期」「摂食嚥下」「訪問作業療法」「がん」「就労支援」「脳血管障害」の 11 分野が運用されており、今後も新たな分野が追加される予定である。

認定作業療法士制度は、「作業療法士の質の向上、作業療法に関する水準の維持・向上及び作業療法士の専門性と社会的地位の一層の確立を図るため、協会が一定の基準を設けて作業療法士の養成・審査・認定を行い、もって国民の保健・医療・福祉に寄与すること」を目的としている。そして、認定作業療法士は、「作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定した者」である。2006 年に第 1 号の新規取得者を輩出した後、2023 年 7 月現在、約 1,400 名の認定作業療法士が登録されている。年間で約 100 名の会員が新規に認定作業療法士を取得するようになっており、年々その数は増加傾向にある。会員、特に認定作業療法士を取得された会員に、敬意を表すとともに、心より感謝したい。

生涯教育制度は 4 度目の見直しとして、2023 年 4 月より「生涯教育制度改定 2023」を運用中である。今回の認定作業療法士制度の改定では、制度開始当初から用いてきた「事例報告登録」を本会学術部の一般事例の新規事例登録が終了していることから、「臨床実績能力」へと文言を変更した。

更新要件の③後輩育成経験、④社会的貢献に新たな要件を追加し、COVID-19 の感染拡大によるそれらの機会減少に対応した。

また、2019 年度より認定作業療法士資格再認定試験を隔年実施しているが、受験者数は経年的に減少しており、一定の役割を終えたと考えられる。資格再認定試験は 2023 年度をもって終了する。

認定作業療法士の臨床実践力の水準が下がることは絶対に避けなければならない。しかしながら、さまざまな領域、分野、フィールドで活躍する作業療法士が存在する今の時代に即したものとなるよう運用を進める予定である。

これまでの課題と同様、認定作業療法士の養成をさらに推進する。その為には、認定作業療法士取得への会員の意識向上、会員の動機づけの対策を検討することが急務と考えている。近い将来、2000 名の認定作業療法士の養成を我々の大きなビジョンとして掲げ、それに向かって活動を続けていきたい。

本資料は認定作業療法士制度全般をまとめ、今後の成長・発展を目指すことを目的としてまとめた。時代、社会の流れに乗り遅れることないように、情報収集と制度のさらなる整備をすすめていきたい。関係者からの忌憚のないご意見を頂きたい。

2023 年 9 月吉日

教育部 生涯教育課 高木勝隆

2. 認定作業療法士制度規程

一般社団法人 日本作業療法士協会
認定作業療法士制度規程

2005 年 9 月 17 日
2008 年 9 月 20 日
2013 年 7 月 20 日
2018 年 8 月 18 日
2020 年 9 月 19 日
2024 年 10 月 19 日
2025 年 4 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた認定作業療法士制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本制度は、作業療法士の質の向上、作業療法に関する水準の維持・向上及び作業療法士の専門性と社会的地位の一層の確立を図るため、本会が一定の基準を設けて作業療法士の養成・審査・認定を行い、もって国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 一般社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士（以下、認定作業療法士）とは、作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定した者をいう。

(適用範囲)

第 4 条 本規程は、本会の正会員に対して適用する。

(本会の役割)

第 5 条 本会は認定作業療法士の養成、社会的地位の向上及びその活動の支援等のために必要な業務を積極的に行う。

2 本制度の整備・改正、取得研修の企画・運営に関する必要な業務は、教育部（生涯教育課）がこれを行う。

3 認定作業療法士の資格認定審査、認定更新審査、取得研修の水準審査、その他認定に必要な業務は、教育関連審査会がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第 6 条 本制度の整備・改正は、教育部（生涯教育課）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

2 教育部（生涯教育課）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(認定の要件)

第 7 条 認定作業療法士の初回認定要件、認定更新要件、資格終身認定要件は、認定作業療法士制度規程細則に定める。

(認定の手続)

第 8 条 認定作業療法士認定の手続は、本会の正会員が認定作業療法士制度規程細則に定める申請書類を理事会が定める審査料と共に本会事務局に送付することによって始まる。

- 2 書類審査は、教育関連審査会がこれを行う。
- 3 認定においては、教育関連審査会の審査結果に基づき、理事会の議決による承認を受けなければならない。
- 4 本会は認定を受けた者に認定証等を交付する。

(情報公開)

第 9 条 本会は、認定作業療法士が国民の保健・医療・福祉の向上に資する認定資格であるという公益性に鑑み、認定作業療法士の氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設名等を公開する。

- 2 公開する範囲は、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

(有効期間)

第 10 条 認定作業療法士の有効期間は、理事会承認の日付にかかわらず、申請のあった月の 1 日を起算日として 5 年間とする。尚、認定更新を 3 回行った場合は、次の有効期間は 10 年とする。

- 2 認定作業療法士は、有効期間内に認定更新審査を受けなければならない。
- 3 やむを得ない事情により有効期間内に認定更新の申請ができない者は、認定作業療法士制度規程細則に定める手続により有効期間を延長することができる。
- 4 有効期間内に認定更新審査を受けなかった場合は、認定作業療法士資格は失効する。
- 5 認定作業療法士を取得したのち、専門作業療法士を新規取得または更新した場合は、専門作業療法士の有効期間が、認定作業療法士の有効期間に優先するものとする。ただし、認定作業療法士の有効期間が専門作業療法士の有効期間を超えている場合を除く。

(認定資格の取り消し)

第 11 条 本会は、認定作業療法士が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す。

- (1) 本会定款第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定により、本会会員の資格を喪失したとき。
- (2) 認定作業療法士の資格を自ら辞退したとき。
- (3) 都道府県作業療法士会を退会したとき。
- (4) 試験において問題漏洩や不正行為が発覚したとき。
- (5) 申請書類に虚偽があったとき。
- (6) 会員の処分の種類に関する規程に定められた処分を受けたとき。
- (7) その他、本会理事会において認定作業療法士として適格でないと判断されたとき。

(規程の変更)

第 12 条 本規程は、理事会の決議によって変更できる。

附 則

- 1 本規程は、2005 年 9 月 17 日から施行する。
- 2 本規程は、2008 年 9 月 20 日から一部改定により施行する。
- 3 本規程は、2013 年 7 月 20 日から一部改定により施行する。
- 4 本規程は、2018 年 8 月 18 日から一部改定により施行する。
- 5 本規程は、2020 年 9 月 19 日から一部改定により施行する。
- 6 本規程は、2024 年 10 月 19 日から一部改定により施行する。
- 7 本規程は、2025 年 4 月 19 日から一部改定により施行する。

認定作業療法士制度規程細則

2005 年 9 月 17 日

2008 年 9 月 20 日

2010 年 11 月 20 日

2013 年 7 月 20 日

2015 年 7 月 18 日

2018 年 8 月 18 日

2020 年 9 月 19 日

2023 年 4 月 15 日

2024 年 10 月 19 日

2025 年 4 月 19 日

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士制度規程（以下、規程）の施行にあたり、必要な事項を定める。

(申請要件)

第 2 条 初回の申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）正会員であり、会員歴が通算 5 年以上であること。
- (3) 都道府県作業療法士会正会員であること。
- (4) 作業療法士免許取得後、臨床実践経験が通算 5 年以上であること（養成教育に並行した臨床実践も含む）。
- (5) 下記の 5 項目の条件をすべて満たしていること。
 - ① 本会が主催する認定作業療法士共通研修 2 講座（研究法、管理運営）の受講を終了し、修了試験に合格している。但し、修士または博士の学位を取得している者は「研究法」の受講及び修了試験を免除する。また、2019 年度までに従来の認定作業療法士共通研修の「教育法」を受講修了、もしくは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会受講修了者、日本作業療法士協会が主催した中級・上級研修を受講し作業療法士臨床実習指導者研修修了証を取得している者は、下記 (5) ③に示す要件を満たさなくても申請を認める。
 - ② 本会が主催する認定作業療法士選択研修 2 講座の受講を終了し、修了試験に合格している。
 - ③ 厚生労働省指定の理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の受講を修了している。
 - ④ 臨床能力実績の具体的な方法は以下の通りである。
 - ア. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 3 例あること。

- イ. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 2 例あり、別表②に定める範囲での報告が 1 例あること。
 - リ. 本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 1 例あり、別表②に定める範囲での報告が 2 例あること。
 - エ. 2 例までを別表②に定める範囲で報告し、臨床実践能力試験に合格すること。
 - オ. 2 例までを別表②に定める範囲で報告し、臨床実践報告書を使用し、認定作業療法士の指導を受け、5 事例をまとめること。
 - カ. 2 例までを別表②に定める範囲で報告し、他団体・学会等の認定資格の内、認定に事例報告が要件となっている資格を 1 つ以上取得していること。
- ⑤ 本会生涯教育制度基礎研修を修了し、有効期限内にある。

(申請手続き)

第 3 条 認定作業療法士認定申請をしようとする者は以下の書類を整え、理事会が定める審査料と共に本会事務局に提出する。

- (1) 認定作業療法士認定審査申請書
- (2) 作業療法士免許証の写し
- (3) 5 年間の実務経験の証明書
- (4) 本会の当該年度会員証の写し
- (5) 基礎研修修了証
- (6) 認定作業療法士取得研修 4 講座の修了試験合格証。

但し、従来の認定作業療法士共通研修要件である「教育法」で申請する場合は、それを証明する書類（合格証）。

- (7) 厚生労働省指定の理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の受講修了証の写し。但し、従来の認定作業療法士共通研修「教育法」で申請する場合はそれを証明する書類（合格証）、もしくは、理学療法士作業療法士言語聴覚士養成施設教員等講習会受講修了者、または日本作業療法士協会が主催した中級・上級研修を受講し作業療法士臨床実習指導者研修修了証
- (8) 臨床能力実績 3 例を証明する書類。または、それを証明する書類の写し。
- (9) 所属する都道府県作業療法士会が発行した会員歴証明書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格更新要件)

第 4 条 更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 申請時において、認定作業療法士であること。
- (3) 申請時において、直近の認定作業療法士認定日から満了日の期間に下記の 4 項目の更新要件のすべてを満たし、かつ 100 認定作業療法士更新ポイント（np）以上があること。
 - ① 基礎ポイント研修は、1 ポイントを 1np として 25np 以上があること。
 - ② 実践報告は、1 回を 25np として 25np 以上があること。
 - ③ 後輩育成経験（臨床実習，研修会・学会等における講師等）は、1 回を 5np とする。
 - ④ 作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種，行政等からの依頼による作業療法啓発活動）

は、1回を 5np とする。

※ ③、④併せて 25np 以上があること。

2 上記更新要件の具体的な内容は、別表のとおりである。

(資格更新手続)

第 5 条 認定作業療法士認定更新申請に必要な書類を整え、理事会が定める審査料と共に本会事務局に提出する。

2 更新の申請は、更新要件を満たした時点から行うことができる。

3 申請書類は以下の通りとする。

(1) 認定作業療法士認定更新申請書

(2) 認定作業療法士認定証の写し

(3) 認定作業療法士更新要件を証明する書類

① 基礎ポイント研修

② 実践報告

③ 後輩育成経験の記録

④ 社会的貢献の記録

(4) 本会の当該年度会員証の写し

(5) 所属する都道府県作業療法士会が発行した会員歴証明書

4 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(有効期間延長)

第 6 条 認定作業療法士の認定期間を延長しようとする者は延長の理由を証明する書類をもって教育部に申請する。

2 期間延長申請に基づき教育部長が確認し、結果を通知する。

(資格終身認定)

第 7 条 認定作業療法士の有効期間内に満 60 歳となった会員は、以降の更新は不要とし、認定作業療法士（終身）とする。

2 満 60 歳を超えて認定作業療法士を取得した会員は、認定作業療法士更新後に、認定作業療法士（終身）となる。

3 認定作業療法士（終身）の認定証は、満 60 歳の誕生日以降に本会事務局より発行される。

(細則の変更)

第 8 条 本細則は、理事会の決議によって変更できる。

附則

1 本細則は、2005 年 9 月 17 日から施行する。

2 本細則は、2008 年 9 月 20 日から一部改定により施行する。

3 本細則は、2010 年 4 月 1 日から一部改定により施行する。

4 本細則は、2013 年 7 月 20 日から一部改定により施行する。

5 本細則は、2015 年 7 月 18 日から一部改定により施行する。

- 6 本細則は、2018 年 8 月 18 日から一部改定により施行する。
- 7 本細則は、2020 年 9 月 19 日から一部改定により施行する。
- 8 本細則は、2023 年 4 月 15 日から一部改定により施行する。
- 9 本細則は、2024 年 10 月 19 日から一部改定により施行する。
- 10 本細則は、2025 年 4 月 19 日から一部改定により施行する。

初回資格要件（臨床能力実績）の具体的な例

要件	改定前			改定による追加			不可	
事例報告登録制度	3 事例	2 事例	1 事例	2 事例	1 事例	---	1 事例	---
臨床実践能力試験	---	---	---	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 2つ	どれか 2つ
臨床実践報告(5 例)	---	---	---					
他団体・SIG の資格認定 (1つ以上)	---	---	---					
「別表の②」のイ. の要件	---	1つ	2つ	---	1つ	2つ	---	1つ

*新規取得の際は、「別表の②」のイ. の要件のいずれにおいても筆頭演者もしくは筆頭執筆者であること（共同演者および共同執筆は、臨床能力実績の1つにはカウントしない）。

別表（第4条第2項関係）

資格更新要件の詳細

①基礎ポイント研修 25np 以上（但し、1 ポイントにつき 1np とする）あること。

②実践報告 25np 以上（但し、1 回につき 25np とする）あること。

実践報告とは、研究（臨床研究・基礎研究など）に限らず、作業療法に関連する教育、管理運営の報告なども含む作業療法の実践報告である。

その具体的な報告方法は以下の通りとする。

ア. 本会事例報告登録制度による事例登録

イ. 以下の学会誌・学術誌への掲載

- ・ 作業療法
- ・ WFOT 加盟国発行の学術誌
- ・ 日本作業療法学会
- ・ 作業療法やリハビリテーションに関連のある国際学会（WFOT 学会、APOTC 学会など）
- ・ ISBN/ISSN に登録された、都道府県作業療法士会発行の学術誌
- ・ ISBN/ISSN に登録された、他団体や SIG の発行する学術誌
- ・ ISBN/ISSN に登録された、その他関連する書籍（ジャーナル）など

* 共同執筆は 2 題で、1 回にカウントする（共同執筆 1 題を 12.5np とはしない）。

③後輩育成経験（臨床実習、研修会・学会等における講師等）※

④作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）※

※③④併せて 25np 以上（但し、1 回につき 5np とする）あること。

具体的には以下の通りとする

ア. 本会役員、部長、委員長、部員、委員、代議員（委嘱状が必要）→ 委嘱状 1 枚につき 1 回とする

イ. 都道府県作業療法士会役員、部長、委員長、部員、委員、代議員（委嘱状が必要）

→ 委嘱状 1 枚につき 1 回とする

ウ. 本会主催研修会での講師（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

エ. 都道府県作業療法士会主催研修会での講師（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

オ. 都道府県作業療法士会主催現職者共通研修、現職者選択研修での講師（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

カ. SIG 等他団体や都道府県市町村等行政主催研修会での講師（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

キ. 行政主催の会議や審査会などへの出席

介護認定審査会や障害者総合支援法関連の介護給付等に関する審査会、地域ケア会議、評議会、審議会など（委嘱状が必要）

→ 委嘱状 1 枚につき 1 回とする

ク. 臨床実習指導経験（依頼書または養成校名、学生氏名、指導者氏名、実習期間、実習施設名が明記された実習指導報告書の写しが必要）

→ 指導学生 1 名につき 1 回とする

ケ. 本会主催学会、研修会での座長や査読の実施（依頼書が必要）

→ 依頼書 1 枚につき 1 回とする

別表（続き）

コ. 都道府県作業療法士会主催学会、研修会での座長や査読の実施（依頼書が必要）

→ 依頼書1枚につき1回とする

サ. 本会事例報告登録制度における事例審査（依頼書が必要）

→ 依頼書1枚につき1回とする

シ. 本会・都道府県作業療法士会が主催・共催する事例検討・報告会（90分以上）のファシリテーター（依頼書が必要）

→ 依頼書1枚につき1回とする

ス. 臨床実践報告の指導（報告書の写しが必要）

→ 報告書1枚につき1回とする

セ. 養成校での特別講義、講義の実施（オンラインを含む）、臨床現場を撮影した動画等を用いた評価・治療場面の提供（オンラインを用いた臨床現場での評価・治療現場の提供）

→ 依頼書1枚につき1回とする

ソ. 作業療法士として行う、本会・都道府県作業療法士会等が主催するボランティア活動

→ 依頼書1枚につき1回とする

タ. 公開講座等、協会・都道府県作業療法士会が主催する作業療法を啓発できる事業への参加

→ 依頼書1枚につき1回とする

チ. ニュース等原稿執筆（日本作業療法士協会誌、都道府県作業療法士会ニュース、関連団体での作業療法啓発他）など

ツ. 院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会や講義などの実施

→ 依頼書等1枚につき1回とする

テ. その他（証明できる作業療法啓発活動）

* 本協会及び都道府県作業療法士会の役員、代議員については名簿等証明できるものの写しを添付することで委嘱状の代替とする（上記ア、イ）。

* いずれも委嘱状や依頼書などその事実が確認できるものが発行される事業などに限る。

* 委嘱状や依頼書に複数回の記載があるものについては、1枚につき1回、または各年度1回とする。

* 臨床実習指導については指導学生1名につき1回とする（上記ク）。

* 臨床実習は連続した2週間以上のものとする（上記ク）。

* 院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会、講義については、その事実が確認できる研修プログラム、研修会資料や部署間の依頼書など（内容と氏名が明記されていること）を添付する（上記ツ）。

認定OT取得要件追加(H22～)

拡大の内容	理 由
事例報告登録 の代替手段 H16.4.1以降	1. 日本作業療法学会, WFOT学会, APOTEC学会で筆頭発表している場合, 機関誌作業療法(研究論文, 実践報告)やWFOT加盟国の協会が発行する機関誌(原著論文)、ISSN/ISBN登録の雑誌・書籍に掲載されている場合には、それぞれ1回につき臨床能力実績1回にカウントできる。但し2事例までとし、1事例はこれまで同様の手続きで登録報告を行うこととする。 * ISSN/ISBN登録の雑誌・書籍(商業誌、士会雑誌も可)
受講免除①	2. 大学院の修士課程以上を修めている会員は、大学院で相当以上の教育を受けているため、共通研修のうち「研究法」の受講を免除する。
受講免除②	3. 理学療法士・作業療法士養成施設等教員講習会(長期講習会)を受講している会員は長期講習会で相当以上の研修を受講しているため、共通研修のうち「教育法」の受講を免除する。但し2020年3月31日までに修了している者。

4. 認定作業療法士認定審査申請手続き

本会は、認定作業療法士認定審査を教育関連審査会に行わせ、要件を満たした申請者を認定作業療法士として認定し、認定証を交付する。認定証の有効期間は申請月の1日からの5年間です。

1) 申請資格

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること
- (2) 本会正会員かつ都道府県作業療法士会員であること
- (3) 作業療法士免許取得後、臨床実践経験が通算5年以上であること（養成教育に並行した臨床実践も含む）
- (4) 下記の5項目の条件をすべて満たしていること
 - ① 本会が主催する認定作業療法士共通研修2講座の受講と修了試験に合格すること。
但し、2019年度までに従来の認定作業療法士共通研修の「教育法」を受講修了、もしくは理学療法士作業療法士養成施設等教員講習会受講修了者は申請を認める。
 - ② 本会が主催する認定作業療法士選択研修2講座の受講と修了試験に合格すること
 - ③ 厚生労働省指定の理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の受講を修了している。
 - ④ 臨床能力実績3例の登録
 - ⑤ 本会生涯教育制度基礎研修修了の有効期限内であること

2) 認定審査料

審査料は5,000円とする（申請書類（10）参照）。

3) 申請方法

会員ポータルサイトより認定作業療法士認定審査申請に必要な書類を印刷し、合わせて修了証や証明する書類等の写しを添付し、協会事務局に提出する（詳細は協会HPの認定作業療法士新規申請手続き方法を参照）。

<申請書類>

- (1) 認定作業療法士認定審査申請書
- (2) 作業療法士免許証の写し
- (3) 5年間の実務経験の証明書（勤務先発行文書）
- (4) 本会の当該年度会員証の写し
- (5) 生涯教育受講履歴

（基礎研修修了証、認定作業療法士取得共通・選択の各研修の修了試験合格証、厚生労働省指定臨床実習指導者講習会修了証（該当者のみ）の写しを添付する。但し2012年度までの研修受講の場合は、合格証は不要）

*【読替え】での申請書類

2019年度までに認定作業療法士共通研修要件である「教育法」で申請する場合は合格証、研究法の場合は学位記の写しを添付する（*試験導入以前は会員ポータルサイトの受講履歴画面を印刷）。

- (6) 臨床能力実績3例の写し

【事例報告登録制度】での提出資料

- ① 事例報告登録マニュアル 登録事例一覧画面（会員番号、氏名、タイトル名、合格・不合格が掲載されているページ）

②本文

【日本作業療法学会】での提出資料

- ① 表紙と目次（タイトル名、氏名、いつの学会で発表されたかがわかるページ）
- ② 本文

【ISSN/ISBN 登録の雑誌・書籍】での提出資料

- ① ISSN/ISBN 番号の記載されているページ（雑誌・書籍の表紙等）
- ② 目次および報告、発表、発刊の日時、氏名が分かるページ（別刷が望ましい）
- ③ 本文

【臨床実践能力試験】での提出書類

- ① 臨床実践能力試験合格証

【臨床実践報告書】での提出書類

- ① 5事例分の臨床実践報告書原本
- ② 臨床実践報告の作成に関する同意書および誓約書

【他団体・学会等の認定資格】での提出書類

- ① 本会ホームページに示されている他団体・学会等の名称及び認定資格名称が確認できる認定証の写し

(7) 所属する都道府県作業療法士会における申請年度の会員歴証明書（所属士会発行文書）

(8) 認定審査料の振込を証明する書類の写し

（振込先 郵便振替口座 00120－7－146118 口座名：生涯教育講座）

※認定作業療法士の氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設等は、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲で公開されます。

4) 申請書

認定作業療法士の申請の際には、会員ポータルサイトよりダウンロードした認定作業療法士認定審査申請書に必要事項を記入する。

認定作業療法士認定審査申請書			
申請日		年	月 日
一般社団法人日本作業療法士協会			
会長（代表理事）		殿	
会員番号			
氏	名	印	
私は認定作業療法士制度規程に同意し、下記の資料を添付し認定作業療法士としての認定証の交付を申請いたします。			
1. 認定作業療法士共通研修修了証（合格証）			
2. 認定作業療法士選択研修修了証（合格証）			
3. 基礎研修修了証の写し			
4. 臨床実習指導者講習会修了証の写し（該当者のみ）			
5. 臨床能力実績3例の記録（コピー）			
6. 作業療法士免許証の写し			
7. 5年間の実務経験の証明書			
8. 本会の当該年度会員証の写し			
9. 所属する士会における会員歴証明書			
10. 認定審査料の振込を証明する書類の写し			

5. 認定作業療法士更新申請手続き

1) 申請資格

更新申請資格は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること。
 - (2) 申請時において、認定作業療法士であること。
 - (3) 申請時において、過去 5 年間に下記の 4 項目の更新要件のすべてを満たし、かつ 100 認定作業療法士更新ポイント（np）以上があること。
 - ① 基礎ポイント研修は、1 ポイントを 1np として 25np 以上があること。
 - ② 実践報告は、1 回を 25np として 25np 以上があること。
 - ③ 後輩育成経験（臨床実習、研修会・学会等における講師等）は、1 回を 5np とする。
 - ④ 作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）は、1 回を 5np とする。
- ※ ③、④併せて 25np 以上があること。

2) 資格更新審査料および登録料

資格更新審査料および登録料は 5,000 円とする（申請書類（8）参照）。

3) 申請方法

認定作業療法士認定審査更新申請に必要な書類を整え、協会事務局に提出する。

- (1) 認定作業療法士認定更新申請書（次頁参照）
- (2) 認定作業療法士認定証の写し
- (3) 認定作業療法士更新条件を証明する書類

① 基礎ポイント研修

→ 会員ポータルサイトより認定作業療法士更新申請をダウンロードし、書類を添付する。

② 実践報告

→ 【事例報告登録制度】での提出資料

- 1) 事例報告登録マニュアル 登録事例一覧画面（会員番号、氏名、タイトル名、合格・不合格が掲載されているページ）
- 2) 本文

→ 【日本作業療法学会】での提出資料

- 1) 表紙と目次（タイトル名、氏名、いつの学会で発表されたかがわかるページ）
- 2) 本文

→ 【ISSN/ISBN 登録の雑誌・書籍】での提出資料

- 1) ISSN/ISBN 番号の記載されているページ（雑誌・書籍の表紙等）
- 2) 目次および報告、発表、発刊の日時、氏名が分かるページ（別刷が望ましい）
- 3) 本文

③ 後輩育成経験の記録

④ 社会的貢献の記録

* 上記①～③については、会員ポータルサイトより認定作業療法士更新申請をダウンロードし、実践報告ならびに後輩育成・社会的貢献の記録用紙に入力後、書類を印刷し、申請時に実践報告は原本のコピー、後輩育成・社会的貢献は公文書の写しあるいは参画を証明するものを添付する（詳細は協会 HP の認定作業療法士更新申請手続き方法を参照）。

- (4) 本会の当該年度会員証の写し
- (5) 所属する都道府県作業療法士会における当該年度の会員歴証明書
- (6) 資格更新審査料の振込を証明する書類等の写し
(振込先 郵便振替口座 00120-7-146118 口座名：生涯教育講座)

4) 認定作業療法士認定更新申請書

認定作業療法士更新申請書

申請日 年 月 日

一般社団法人 日本作業療法士協会
会長（代表理事） 殿

会員番号
氏 名 印

私は認定作業療法士制度規程に同意し、下記の
資料を添付し認定作業療法士の更新を申請いた
します。

記

1. 認定作業療法士認定証の写し
2. 基礎研修ポイント
3. 実践の報告
4. 後輩育成指導経験の記録
5. 社会的貢献の記録
6. 当協会の当該年度の会員証の写し
7. 所属士会における会員歴証明書
8. 認定審査料の振込を証明する書類の写し

6. 認定作業療法士（終身）申請手続き

認定作業療法士制度の改定により、60 歳以上の日本作業療法士協会認定作業療法士資格は終身有効の資格となる（認定作業療法士制度規程第 7 条、細則第 7 条 1 項）。平成 30 年 4 月 1 日時点で既に満年齢が 60 歳以上の認定作業療法士と平成 30 年 4 月 1 日以降に 60 歳以上となる認定作業療法士は、順次認定作業療法士（終身）の認定証を協会事務局より発送する。会員資格を維持しておいて下さい。手続きは特に必要ありません。

7. 都道府県士会発行の会員歴について

認定作業療法士の認定および更新における、会員歴の書式は以下の通りである。

会 員 歴 証 明 書

本会は、以下に示す者が本会会員であることを証明する。

記

会 員 氏 名 ◎ ◎ ◎ ◎

証 明 日 年 月 日

〇〇県作業療法士会

会長 ●● ●● 印

8. 臨床実習指導者証明書について

認定作業療法士の更新における臨床実習指導者証明書は、会員ポータルサイトより認定作業療法士更新申請をダウンロードし、会員情報の実績（審査員等後輩育成・社会貢献基礎）の『臨床実習指導経験』の画面を印刷して下さい（詳細は協会 HP の認定作業療法士更新申請手続き方法を参照）。

尚、2020 年度以降に行われた臨床実習指導は生涯教育の履歴へ自動的に反映されています。

9. 社会的貢献等証明書について

認定作業療法士の更新における後輩育成・社会的貢献のうち、社会的貢献等証明書の書式は以下の通りである。

		〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇病院リハビリテーション部 〇〇 〇〇 殿		
		依頼主 依頼主代表者氏名
社会的貢献等証明書		
表記の件につき、下記内容の通り、ボランティア等社会的貢献が行われたことを証明する。		
記		
○実施内容	:	〇〇〇〇〇に関するボランティア活動
○実施日時	:	20××年〇月〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
○実施場所	:	〇〇県〇〇市 △△公民館

10. 基礎研修修了等の期間延長の手続きについて

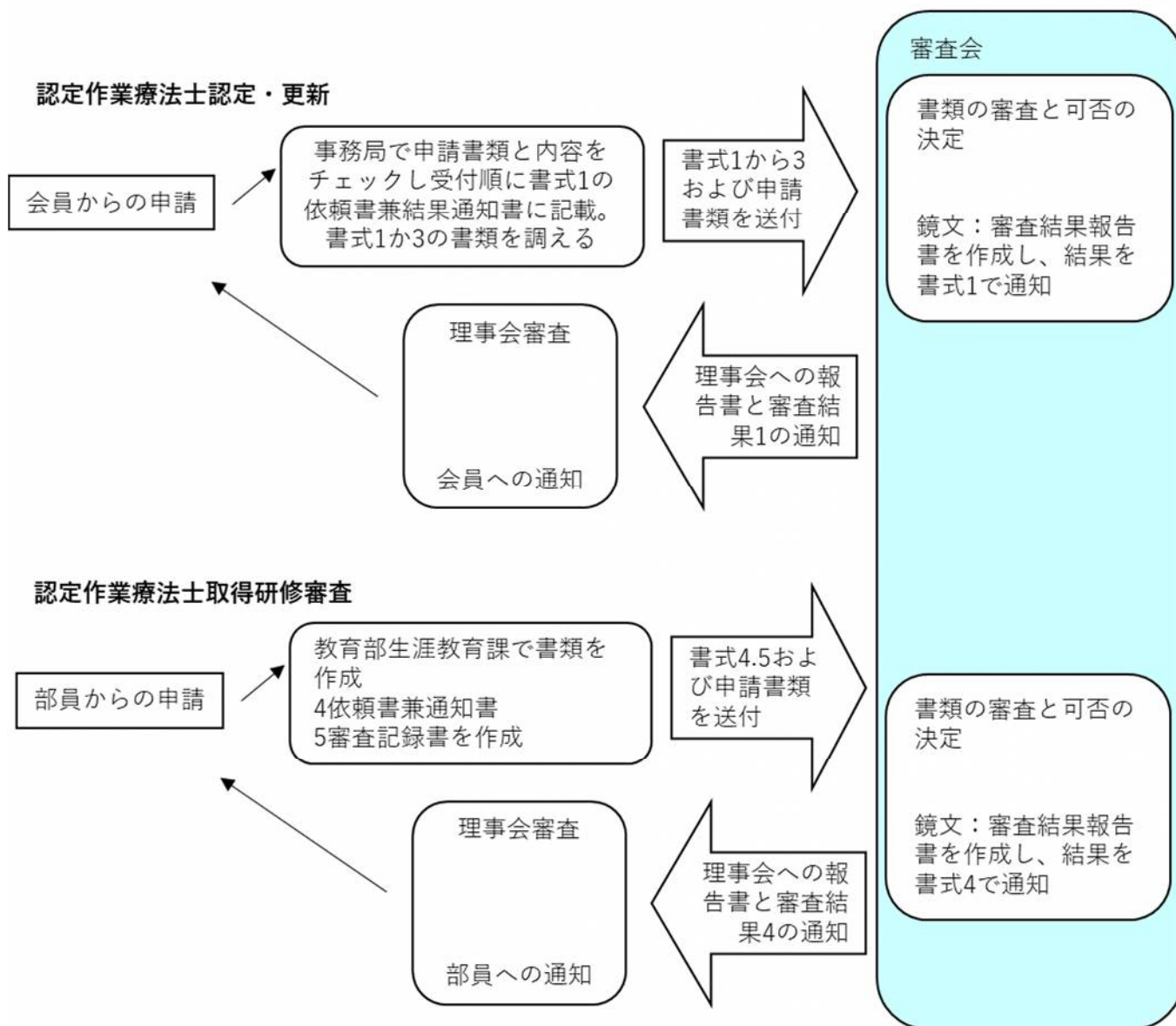
1) 期間延長の手続きについて

- (1) 期間延長の理由：①留学 ②海外勤務 ③出産休暇 ④育児休暇 ⑤介護休暇
⑥長期病気療養 ⑦その他
- (2) 申請の時期：延長理由が発生した後、有効期限が終了する時点で申請する
- (3) 申請の書類：産休・育休等の長期休暇の開始日から終了期間を証明する書類
(職場の施設長が証明するもの、施設に所属しないものは出産を証明するものの写し等)
- (4) 延長の期間：出産1回につき2年以内、その他必要に応じて
- (5) 結 果：期間延長申請に基づき教育部で審査し、本人に通知

11. 認定作業療法士申請・更新に関する審査手続き

1) 審査の流れ

教育関連審査会への審査依頼の流れ図



2) 書式1. 認定作業療法士認定審査依頼書および結果通知書

認定審査－書式1

認定作業療法士申請・更新審査依頼書および結果報告書

事務局記入欄				審査会記入欄	
申請日	会員番号	氏 名	備 考	審査結果	
				内容	備考
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	
				可 ・ 否	

3) 書式2. 認定申請審査記録

認定審査一書式2

認定作業療法士認定申請審査記録

申請者名（会員番号）：_____

審査員は、日本作業療法士協会「認定作業療法士認定申請要件」に従って、関係書類により審査を行い、以下の各項目について判定する（○で囲む）。

項 目	判 定		備 考
日本作業療法士協会会員歴	可	否	会員歴通算 5 年以上 システムチェック済み
基礎研修修了・更新	可	否	基礎研修修了または更新 5 年以内 システムチェック済み
1. 認定審査申請書	有	無	システム申請対応済み
2. 作業療法士免許の写し	有	無	
3. 5 年間の実務経験の証明書	有	無	作業療法士免許取得後、臨床実践経験が通算 5 年以上
4. 日本作業療法士協会 会員証の写し	有	無	申請年度の会員証のコピー システムチェック済み
5. 基礎研修修了証	有	無	システムチェック済み
6. 共通研修 2 講座受講	有	無	免除の場合はそれを証明する書類の添付 システムチェック済み
7. 選択研修 2 講座受講	有	無	システムチェック済み
8. 修了試験合格証の写し	有	無	4 講座 システムチェック済み
9. 臨床能力実績 3 例の写し	有	無	別の要件で満たす場合は、それを証明する書類の添付
10. 臨床実習指導者講習会修了 証の写し	有	無	システムチェック済み
11. 都道府県作業療法士会 会員歴証明書	有	無	
12. 審査料の振込を証明する書 類等の写し	有	無	システムチェック済み

以上の通り相違ありません。

年 月 日（審査委員名）_____ 印

4) 書式3. 更新申請審査記録

認定審査—書式3

認定作業療法士更新申請審査記録

申請者名（会員番号・認定作業療法士番号）: _____

審査員は、日本作業療法士協会「認定作業療法士更新申請要件」に従って、関係書類により審査を行い、以下の各項目について判定する（○で囲む）。

項 目	判 定		備 考
1. 更新審査申請書	有	無	システム申請対応済み
2. 認定作業療法士認定証の写し	有	無	システムチェック済み
3. 基礎研修ポイント 25np 以上	有	無	1 ポイント=1np システムチェック済み
4. 実践報告 25np 以上	有	無	1 回=25np
5. 後輩育成指導経験*	有	無	1 回=5np, * 社会的貢献と併せて 25np 以上
6. 社会的貢献*	有	無	1 回=5np, * 後輩育成指導経験と併せて 25np 以上
7. 認定作業療法士更新ポイント 100np 以上	有	無	システムチェック済み
8. 日本作業療法士協会 会員証の写し	有	無	申請年度の会員証のコピー システムチェック済み
9. 都道府県作業療法士会 会員歴証明書	有	無	
10. 審査料の振込を証明する書類 等の写し	有	無	システムチェック済み

以上の通り相違ありません。

年 月 日（審査委員名）_____ 印

5) 書式4. 認定作業療法士取得研修審査依頼書および結果通知書

認定審査－書式4

認定作業療法士取得研修審査依頼書および結果通知書

申請者記入欄			審査会記入欄			
研修日	研修内容	資料番号	審査結果			
			内容	時間	講師	備考
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	
			可・否	可・否	可・否	

項 目		判 断 基 準
共 通 研 修	内 容	研究・管理運営について、講義およびグループワーク等演習で構成し、主体的に課題解決をはかる内容
	時 間	2 日間以上(実研修時間 12 時間以上)を確保
	講 師	認定作業療法士または同等の経験を有する講師
選 択 研 修	内 容	原則、身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害領域に関して、症例を通したグループでの事例検討および演習で構成され、主体的に課題解決をはかる内容
	時 間	2 日間以上(実研修時間 12 時間以上)を確保
	講 師	認定作業療法士または同等の経験を有する講師

6) 書式 5. 認定作業療法士取得研修審査記録

認定審査－書式 5

認定作業療法士取得研修審査記録

申請講座名： _____

・ 共通研修

・ 選択研修

項 目		判 定		備 考
共 通 研 修	内 容	可	否	研究・管理運営について、講義およびグループワーク等演習で構成し、主体的に課題解決をはかる内容
	時 間	可	否	2 日間以上(実研修時間 12 時間以上)を確保
	講 師	可	否	認定作業療法士または同等の経験を有する講師
選 択 研 修	内 容	可	否	原則、身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害領域に関して、症例を通してグループでの事例検討および演習で構成され、主体的に課題解決をはかる内容
	時 間	可	否	2 日間以上(実研修時間 12 時間以上)を確保
	講 師	可	否	認定作業療法士または同等の経験を有する講師

以上の通り相違ありません。

年 月 日（審査委員名） _____ 印

12. 名簿の管理と公開

名簿は、日本作業療法士協会事務局により一括管理され、認定作業療法士制度規程に定めるところにより、認定作業療法士の名簿は公開される。

公開の範囲は、認定作業療法士制度規程第 9 条第 2 項に定める範囲のほか、新規認定者および更新認定者については、以下により公開される。

- ①新規認定および更新認定年度の次年度の日本作業療法士協会社員総会において、所属士会と氏名を報告
- ②新規認定および更新認定年度の次年度の日本作業療法士協会誌へ名簿を掲載

13. 基礎研修ポイント (pt) と認定作業療法士更新ポイント (np) との関係

	基礎研修ポイント(pt)	認定作業療法士更新ポイント(np)
日本 OT 学会に参加した場合(2 日)	4	4
〃 + 発表した場合	6 (参加分 4+発表分 2)	31 (実践報告 1 回分 25+ 基礎研修 pt 分 6)
士会学会に参加した場合(1 日)	2	2
〃 + 発表した場合	4 (参加分 2+発表分 2)	29 (実践報告 1 回分 25+ 基礎研修 pt 分 4)
日本 OT 学会に参加した場合(2 日) + 講師をした場合	6 (参加分 4+講師分 2)	11 (後輩育成 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 6)
8 週間の臨床実習を 1 名指導した場合	4	9 (後輩育成 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 4)
4 週間の臨床実習を 1 名指導した場合	2	7 (後輩育成 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 2)
他団体主催研修会講師の場合	1	6 (社会的貢献 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 1)
他団体主催研修会(2 日)への参加	2	2(基礎研修 pt 分)
ISSN/ISBN に登録されている学術誌 を発行している他団体主催研修会(2 日)への参加+発表した場合	3 (参加分 2+発表分 1)	28 (実践報告 1 回分 25+ 基礎研修 pt 分 3)
自治体主催研修会の講師	0	5(社会的貢献 1 回分)
介護認定・障害区分審査会、地域ケ ア会議	0	5(社会的貢献 1 回分)
事例報告登録への登録	4	29 (実践報告 1 回分 25+ 基礎研修 pt 分 4)
士会裁量分(士会役員等)	2	7 (社会的貢献 1 回分 5+ 基礎研修 pt 分 2)
共同執筆 2 回の場合	0	25(実践報告 1 回分)
共同執筆 1 回の場合	0	0
現職者共通研修講師の場合	2	7(後輩育成 5+講師 pt 分 2)
現職者選択研修講師の場合	2	7(後輩育成 5+講師ポイント分 2)
ファシリテーター (臨床実習指導者講習会)	2	5(後輩育成 1 回分)
臨床実践報告指導	0	5(後輩育成 1 回分)
OT 協会誌原稿	0	5(社会的貢献 1 回分)
関連団体での OT 啓発	0	5(社会的貢献 1 回分)
本会、士会主催学会、研修会での座 長や査読の実施	0	5 (社会的貢献 1 回分)
院内・施設内での看護等の他職種 への職員研修	0	5 (社会的貢献 1 回分)

※ 士会学会や SIG 等他団体主催学会での発表が、臨床実践の報告として更新要件に認められるには、士会学会誌や SIG 等他団体学会誌が ISSN/ISBN に登録されていること。

14. 認定作業療法士更新のモデルケース

1) 基礎研修を中心とした更新ケース

日 付	テーマ／内容	基礎研修ポイント	実践報告	社会的貢献・後輩育成	np
X1. 2/5～6	士会学会参加	4			4
2/5	士会学会発表	2	25		27
9/21～22	SIG 研修会参加	2			2
11/15～16	士会研修会参加	4			4
X2. 2・2～3	士会学会参加	4			4
2/20～21	SIG 研修会参加	2			2
9/15～16	士会研修会参加	4			4
11/2～3	全国 OT 研修会参加	4			4
	臨床実践報告指導	0		5	5
X3. 2/4～5	士会学会参加	4			4
8/20～21	SIG 研修会参加	2			2
11/5～6	士会研修会参加	4			4
	実習指導 8 週×1 名	4		5	9
X4. 1/15	他団体研修会参加	1			1
2/10～11	士会学会参加	4			4
6/24～26	全国 OT 学会参加	4			4
9/9～10	SIG 研修会参加	2			2
	実習指導 8 週×1 名	4		5	9
X5. 2/6～7	士会学会参加	4			4
7/20～21	士会研修会参加	4			4
9/23～24	他団体研修会参加	2			2
11/25～26	SIG 研修会参加	2			2
	実習指導 8 週×1 人	4		5	9
12/5	養成校での特別講義 (90 分以上)	0		5	5
合 計		71	25	25	121

２）実践報告を中心とした更新ケース（その１）

日 付	テーマ／内容	基礎研修ポイント	実践報告	社会的貢献・後輩育成	np
X1. 2/10～11	士会学会参加	4			4
2/10	士会学会発表	2	25		27
	士会理事	2		5	7
X2.	事例報告登録	4	25		29
	士会理事	2		5	7
X3. 7/20	他団体主催研修会講師	1		5	6
X4. 6/24～25	全国 OT 学会参加	4			4
9/23	現職者共通研修講師	2		5	7
12/15	OT 協会誌原稿	0		5	5
X5.	OT 学術誌への論文投稿	4	25		29
合 計		25	75	25	125

３）実践報告を中心とした更新ケース（養成校教員推奨モデル）

日 付	テーマ／内容	基礎研修ポイント	実践報告	社会的貢献・後輩育成	np
X1. 6/18～20	全国 OT 学会参加	4			4
	士会発行学術誌*への症 例報告掲載	0	25		29
	士会理事	2		5	7
X2. 1/23～24	士会学会参加	4			4
	士会理事	2		5	7
X3. 9/23～24	士会研修会参加	4			4
10/20	他団体主催研修会講師	1		5	6
	共同執筆 2 題	0	25		25
	士会理事	2			
X4. 9/23	現職者共通研修講師	2		5	7
	士会学会演題査読	0		5	5
	士会理事	2			
X5. 10/30～31	全国 OT 研修会参加	4			4
	共同執筆 2 題	0	25		25
合 計		27	75	25	127

4) 後輩育成経験・社会的貢献を中心とした更新ケース

日 付	テーマ／内容	基礎研修ポイント	実践報告	社会的貢献・後輩育成	np
X1. 2/5～6	士会学会参加	4			4
2/6	士会学会座長	0		5	5
9/12	士会主催研修会講師	2		5	7
	臨床実践報告指導	0		5	5
	実習指導 8 週×1 名	4		5	9
10/5	共同執筆 1 題	0	25		25
X2. 1/24	共同執筆 1 題	0			
10/10	他団体主催研修会講師	1		5	6
11/3	ボランティア活動	0		5	5
	介護認定審査会	0		5	5
	実習指導 8 週×1 名	4		5	9
X3. 11/5～6	他団体研修会参加	2			2
	士会学会演題査読	0		5	5
	地域ケア会議	0		5	5
	実習指導 8 週×1 名	4		5	9
X4. 1/15	OT 協会誌原稿	0		5	5
9/23	ファシリテーター (事例検討会)	0		5	5
	地域ケア会議	0		5	5
	実習指導 8 週×1 名	4		5	9
X5. 7/20	士会研修会	2			2
11/20	関連団体での OT 啓発	0		5	5
	地域ケア会議	0		5	5
合 計		27	25	85	137

15. 認定作業療法士に関する Q&A

これまで、ot-syougaiyouiku@jaot.or.jp 宛に寄せられた質問のうち、認定作業療法士に関連するものを抜粋して掲載します。

Question 1

リハビリテーション専門学校あるいは大学、短大などで授業の非常勤講師をした際は、後輩指導育成経験になりますか？

Answer 1

養成校での非常勤講師・特別講義は、「認定作業療法士の更新要件」の内、3) 後輩育成・指導経験または4) 作業療法の啓発に関する社会的貢献 3) 4) 併せて5年間で25np以上(1回につき5np)にカウントされます(別表(第4条第2項関係))。その記録を会員ポータルサイトより認定作業療法士更新申請をダウンロードし、後輩育成・社会的貢献の記録(Excel ファイル)に入力していただき、公文書の写しと併せて更新申請してください。

Question 2

認定作業療法士の更新要件の2) 実践報告については、どの雑誌に報告してもカウントされますか？

Answer 2

ISSN (International Standard Serial Number : 国際標準逐次刊行物番号) ISBN (International Standard Book Number : 国際標準図書番号) が登録されているものに報告ならびに掲載された場合に限られます。

また、更新申請の際には、会員ポータルサイトより認定作業療法士更新申請をダウンロードし、後輩育成・社会的貢献の記録(Excel ファイル)に入力していただき、雑誌名や報告日時などが分かるように証拠となる報告の写しを添付して協会へ更新申請を行います。

なお、実践報告は筆頭執筆1回につき25npとなります。共同執筆は2回で25npとなります。

Question 3

臨床能力実績3例は、士会で発行される学術誌への投稿で満たされるのでしょうか？

Answer 3

臨床能力実績3例は、OT 協会学術部の「事例報告登録制度」所定の書式で作成していただき報告していただくことの他に、認定作業療法士規程細則第2条に定める範囲での報告が認められます。士会で発行されている学術誌がISSN/ISBNに登録されていれば2例までは可能です。

Question 4

認定作業療法士の取得を5年で終了できずに6年目以降となった場合、1年目に参加した協会主催の認定作業療法士取得研修の共通や選択の受講は、無効になり再度研修会を受講しないといけないことになりますか？

Answer 4

認定作業療法士取得研修（共通・選択）は一度受講すれば修了です。協会を受講者名簿が管理され、生涯教育履歴に受講年月日が登録されます。

Question 5

認定作業療法士の更新条件のなかで3）後輩育成指導の項目でいわゆる臨床実習指導は6週以上の臨床実習に限定されますか？また、2週間の短期実習も1回とカウントできますか？

Answer 5

連続した2週間以上の短期実習の指導も認定作業療法士更新要件の3）後輩育成指導経験（1回につき5np）に含まれます。また、基礎ポイントは6週未満の実習指導では2ポイント、6週以上では4ポイントも同時にポイント取得ができます。

Question 6

後輩指導育成経験や社会的貢献を証明する書類はどんなものですか？

Answer 6

講師の依頼があった際に、士会等主催団体より講師依頼書などの公文書が送付されていると思いますので、「認定作業療法士更新」に使用する場合には、その文書を更新申請するまで保管し、申請時に添付することになります。誤って紛失等した場合には、主催団体へ講師依頼書などの再発行を依頼してください。本人からの依頼がなければ、主催団体から改めて講師証明書を作成し郵送することはありません。但し、申請時期に紛失された場合の再発行については主催者に判断をお任せいたします。

Question 7

育児、出産、病気等猶予を設けてあるが、これらを証明する書類はどのような物でしょうか。また、申請先、申請方法を教えてください。

Answer 7

これらを証明する書類は、勤務されている職場に提出された、休暇願の写しなどで大丈夫です。

申請先は、OT協会事務局です。

申請方法は、協会ホームページを参照してください。申請書式に必要事項を記入のうえ郵送されると、会員ポータルサイトの受講履歴（登録情報）に認定作業療法士や基礎研修修了有効期限を延長して登録されます。

Question8

認定作業療法士の認定期間（５年間）に更新要件が満たせなかった場合には、認定作業療法士は取り消されますか？

Answer8

更新期間の猶予は２年間とします。２年を過ぎてしまいますと、資格を喪失してしまいます。

しかし、育児、出産、病気、入院、海外での勤務など特別な事情と認められた場合はこの限りではありません。

期間内に要件が満たせない場合には、最長２年間は停止という取扱いになります。

よって２年間の猶予期間を含めた７年間のうち、最近の５年間に遡り要件が満たされた時点で更新申請を行います。

また、最近の５年間が有効となりますので、６年前に行った更新条件（実践の報告、ポイントの獲得、後輩育成指導経験、社会的貢献）も無効となります（下図参照）。

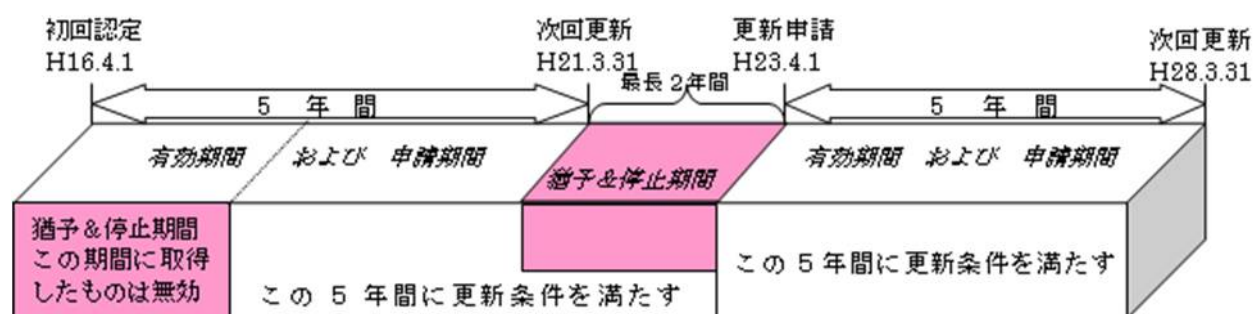


図 猶予期間および停止期間のイメージ

Question9

OT 協会のホームページに記載されていない「〇〇学会・△△団体の認定資格」は認定作業療法士取得要件の「臨床実践能力」を図る指標としての「他学会・団体の認定資格（１つ以上）」に認められますか？

Answer9

以下の件についてそれらを確認できる資料をご提示ください。提示頂いた資料をもとに検討させていただきますので、確認すべき箇所に付箋を貼付し、下線を引く等分かるようにご準備をお願いします。

1. 事例報告の完成までに指導されていること、及び指導されていることを証明する書類（事例報告マニュアル・手引き等）があること
2. 審査の水準が明示され、審査が実施されていること、及び審査マニュアル・手引き等があること

Question10

2015年に認定作業療法士取得の共通研修「教育法」を受講修了していますが、臨床実習指導者講習会修了しないと新規申請は出来ませんか？

Answer10

2019 年度（2020 年 3 月 31 日）までに認定作業療法士取得共通研修「教育法」を受講修了、もしくは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会受講修了者は、認定作業療法士の新規申請が認められます。臨床実習指導者研修修了認定を受けていない場合は、臨床実習指導者講習会の受講を強く推奨しています。

Question11

臨床実践報告書（5 例）は、基礎研修修了後に作成したものが有効となりますが、対象者、当該施設の長（または部門の責任者）から同意を得る所までは基礎研修修了前でもよろしいでしょうか？同意書に署名をいただくまでの期限はありますか？

Answer11

同意を得るまでは基礎研修修了前でもよいです。同意書の期限は特に設けていません。基礎研修修了後、症例の臨床実践報告書を作成し、認定作業療法士の指導を受けてください。

Question12

院内・施設内での看護等の他職種への職員研修や実技講習会、講義などの実施について、作業療法の研修会を実施した場合、認められますか？また、研修時間等は決まっていますか？

Answer12

認められます。尚、その事実が確認できる研修プログラム、研修会資料や部署間の依頼書など（内容と氏名が明記されていること）を添付してください。研修時間（講義時間）については、基本的にポイント表（<https://www.jaot.or.jp/files/page/kyouikubu/kisopointnituite2023.pdf>）に示す通り 90 分以上に定めています。

16. 参考資料

1) 日本作業療法士協会 講師謝金規定

講 師 謝 金 支 払 基 準

別 表 1

区 分			講演・講義 実習指導・演習指導・実技指導 (1時間当たり支払額、税込)
講 師 基 準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業・法人役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	13,700円
	B	大学准教授、短大・高専教授、校長・園長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門家、ジャーナリスト、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)	12,200円
	C	大学講師、短大・高専准教授、副校長・教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層	10,500円
	D	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高専講師・助教・助手、教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者	9,500円
	E	実習・演習・実技の助手	指導者該当区分の半額
特 別 基 準	1 一般基準による額では不相当であると特に認められる者、又はその額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる者		適当又は必要と認められる額を理事会に諮り、講演等1回につき100,000円を限度として決定することができる
	2 作業療法士が実施する場合は、本会の会員であり且つ原則的に認定作業療法士または専門作業療法士とし、もしくは該当事業の担当部署長が同等の能力を有すると認めた者とする。		・一般基準のB区分支払額の6割相当額 ・助手の場合はその半額
(注)			
1. 「講師」とは、本会が主催する学会・研修会等において講演・講義等を行う者をいう。本会会員(正会員・名誉会員)でない外部講師には一般基準を、本会会員が講師を行う場合には特別基準の2を適用する。なお、本会職員には講師謝金は支払わない。			
2. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官及び検事をいう。			
3. (a) は、資格取得後概ね15年以上の経験者、(b) は、それ以外の者とする。			
4. 「官公庁」とは、本省又は本庁レベルをいう。			
5. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。			
6. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。			
7. 「講演・講義」は本会が設定した題目について講師が口述することであり、対面、オンライン、録画の別を問わず、その協力1回に対して1回の謝金を支払う。			
8. 「実習指導・演習指導・実技指導」とは高度に専門的な技術・技能を教授し指導することであり、「実習・演習・実技の助手」は前記の教授・指導に対して補助的役割を担う者をいう。			

原 稿 料 等 支 払 基 準

別表 2

区 分	学術誌・機関誌	その他、本会が発行する 出版物及び本会が制作 するホームページ・コン テンツ	生涯教育制度試験問題
一 般	(400字につき) 依頼3,000円 (税込) 投稿 0円	(400字につき) 依頼3,000円 (税込)	——
会 員	(400字につき) 依頼1,500円 (税込) 投稿 0円	(400字につき) 依頼1,500円 (税込)	(1 問につき) 依頼2,000円 (税込)

一般社団法人 日本作業療法士協会	
教育部	
部 長	竹中 佐江子
生涯教育課	
課 長	高島 紀美子
	高木 勝隆
	渕野 浩二
	中居 真紀子
	川村 明代
	富永 雅子
	高田 善栄